

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金支給事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高等学校を卒業していない（中退を含む。）ひとり親家庭の親が、高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる高等学校卒業程度認定試験（以下「高卒認定試験」という。）の合格を目指す場合に、予算の範囲内において給付金を支給することにより、ひとり親家庭の親のより良い条件での就業や転職を支援し、ひとり親家庭の自立や生活の安定を図ることを目的とする。また、ひとり親家庭の児童についても、一般世帯に比べ進学率が低い等の課題があることから、本事業による支援を行うこととする。

(給付金の種類)

第2条 給付金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 受講修了時給付金（支給対象者が対象講座の受講を修了した際に支給する給付金。以下同じ。）
- (2) 合格時給付金（受講修了時給付金を受けた者が、受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験の全科目に合格した場合に支給する給付金。以下同じ。）

(支給対象者)

第3条 給付金の支給対象者は、県内郡部に居住するひとり親家庭の親（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第6条第1項に規定する配偶者のない女子及び同条第2項に規定する配偶者のない男子であって、現に20歳未満の児童を扶養している者をいう。）及びひとり親家庭の児童（法第6条に定める配偶者のない女子及び配偶者のない男子に扶養されている20歳未満の児童）であって、次の要件の全てを満たす者とする。ただし、高等学校卒業者及び大学入学資格検定・高卒認定試験合格者など既に大学入学資格を取得している者は対象としない。

- (1) ひとり親家庭の親が児童扶養手当の支給を受けている又は同等の所得水準にあること。
- (2) 支給を受けようとする者の就学経験、就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況から判断して、高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められる者であること。

(対象講座)

第4条 本事業の対象講座は、高卒認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む。）とし、地方局長が適当と認めたものとする。ただし、高卒認定試験の試験科目の免除を受けるために高等学校に在籍して単位を修得する講座を受け、高等学校等就学支援金制度の支給対象となる場合は、給付金の支給対象としない。

(支給額等)

第5条 受講修了時給付金の支給額は、支給対象者が対象講座の受講のために本人が支払った費用の20%に相当する額とする。ただし、その20%に相当する額が10万円を超える場合の支給額は10万円とし、4千円を超えない場合は受講修了時給付金の支給は行わないものとする。

2 合格時給付金については、受講修了時給付金の支給を受けた者が受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験に全科目合格した場合に支給する。支給額は支給対象者が対象講座の受講のために本人が支払った費用の40%に相当する額を支給するものとする。ただし、受講修了時給付金と合格時給付金の合計が15万円を超える場合、受講修了時給付金と合格時給付金の支給額の合計額は、15万円とする。

(事前相談)

第6条 給付金の支給を受けようとする者は、第7条に定める対象講座の指定申請前に、住所地を担当区域とする母子・父子自立支援員又は地域福祉課職員に、事前相談を行うものとする。

2 前項の事前相談において相談を受けた母子・父子自立支援員又は地域福祉課職員は、当該ひとり親家庭の親の希望職種、職業生活の展望等を聴取し、当該ひとり親家庭の親の職業経験、技能、取得資格等を的確に把握したうえ、必要な助言を行うとともに、相談終了後、速やかに事前相談記録票(様式第1号)に記録するものとする。

3 第1項の事前相談において相談を受けた母子・父子自立支援員又は地域福祉課職員は、当該ひとり親家庭の児童の就学、資格取得、就職の展望等を聴取するとともに、当該ひとり親家庭の児童の就学経験、技能、取得資格等を的確に把握したうえ、必要な助言を行うとともに、相談終了後、速やかに事前相談記録票(様式第1号)に記録するものとする。

(対象講座の指定手続)

第7条 給付金の支給を受けようとする者は、自らが受講しようとする対象講座の受講開始前に、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金支給事業受講対象講座指定申請書(様式第2号。以下「受講対象講座指定申請書」という。)に次に掲げる書類を添え地方局長に提出し、対象講座の指定を受けなければならない。ただし、対象講座の受講開始後(平成27年4月1日以降に受講を開始した場合に限る。)に、第3条に規定する支給対象者の要件を満たすこととなった等、やむを得ない事由がある場合は、対象講座の受講期間中、速やかに受講対象講座指定申請書に次に掲げる書類を添え地方局長に提出した場合は、対象講座の指定を受けることができる。

(1) 当該ひとり親家庭の親及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し

(2) ひとり親家庭の親が児童扶養手当の受給者でない場合、当該ひとり親家庭の親の前年(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年)の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する老人控除

対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（所得税法（昭和40年法律第33号。以下同じ。）に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）

- 2 地方局長は、前項の規定による申請があつた場合、支給要件の審査を行い、速やかに、対象講座の指定の可否を決定するものとする。なお、支給要件の審査は、必要に応じて、別に定める母子家庭等自立支援事業審査委員会で行うことができる。
- 3 地方局長は、前項の規定により、対象講座の指定の決定を行ったときは、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金支給事業受講対象講座指定通知書（様式第3号）を、対象講座の指定を却下したときは、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金支給事業受講対象講座却下通知書（様式第4号）を、当該ひとり親家庭の親又は児童に交付するものとする。

（支給申請手続）

第8条 受講修了時給付金の支給を受けようとする者は、対象講座を修了した後、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金支給申請書（様式第5号。以下「支給申請書」という。）に次に掲げる書類を添え、地方局長に提出しなければならない。

- (1) 当該ひとり親家庭の親及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し（講座指定申請時に提出した書類の記載事項に変更がない場合は省略することができる。）
 - (2) 当該ひとり親家庭の親が児童扶養手当の受給者でない場合、当該ひとり親家庭の親の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（所得税法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）（講座指定申請時に提出した書類の記載事項に変更がない場合は省略することができる。）
 - (3) 受講施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、受講者の受講の修了を認定する受講修了証明書又はその写し
 - (4) 受講施設の長が、受講者本人が支払った経費について発行した領収書又はその写し
- 2 前項の申請は、受講修了日から起算して30日以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合には、この限りではない。
 - 3 合格時給付金の支給を受けようとする者は、文部科学省から合格証書が送

付された後に、支給申請書に次に掲げる書類を添え、地方局長に提出しなければならない。

- (1) 当該ひとり親家庭の親及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し（講座指定申請時に提出した書類の記載事項に変更がない場合は省略することができる。）
- (2) 当該ひとり親家庭の親が児童扶養手当の受給者でない場合、当該ひとり親家庭の親の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（所得税法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）（講座指定申請時に提出した書類の記載事項に変更がない場合は省略することができる。）
- (3) 文部科学省が発行する合格証書の写し

4 前項の申請は、合格証書に記載されている日付から起算して40日以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合には、この限りではない。

（支給手続）

第9条 地方局長は、前条の規定による申請があつた場合、支給要件の審査を行い、給付金の支給を決定したときは、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金支給決定通知書（様式第6号。以下「支給決定通知書」という。）を、支給要件に該当しないと認めるときは、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金支給却下通知書（様式第7号）を、当該ひとり親家庭の親に交付するものとする。

2 給付金の支給を受けようとする者は、支給決定通知書を受領したときは、請求書（様式第8号）を地方局長に提出するものとする。地方局長は、請求書の提出があつたときは、速やかに給付金を支払うものとする。

（給付金の返還）

第10条 地方局長は、偽りその他不正の手段により給付金を受けた者があつたときは、給付金の支給決定を取り消し、又は既に支給した給付金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

附 則

この要綱は、平成27年4月30日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱施行の際現に改正前のひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金支給事業実施要綱（以下「旧要綱」という。）様式第2号及び様式第5号の規定により提出されている書類は、それぞれ改正後のひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金支給事業実施要綱様式第2号及び様式第5号の規定により提出された書類とみなす。
- 3 この要綱施行の際現にある旧要綱様式第2号及び様式第5号の規定による書類の用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成28年4月21日から施行し、改正後のひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金支給事業実施要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この要綱施行の際現に改正前のひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金支給事業実施要綱（以下「旧要綱」という。）様式第1号、様式第2号、様式第3号、様式第4号、様式第5号、様式第6号及び様式第7号の規定により提出されている書類は、それぞれ改正後のひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金支給事業実施要綱様式第2号、様式第3号、様式第4号、様式第5号、様式第6号及び様式第7号の規定により提出された書類とみなす。
- 3 この要綱施行の際現にある旧要綱様式第1号、様式第2号、様式第3号、様式第4号、様式第5号、様式第6号及び様式第7号の規定による書類の用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができる。